

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>＜中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税（法人住民税））＞          中小企業者等が試験研究を行う場合、道府県民税、市町村民税（法人税割）の課税標準額を試験研究費に係る税額控除後の法人税額とする。</p> <p>＜試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（国税（法人税））＞          その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。</p> <p>・ 特例措置の要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>そのため、第4次産業革命を強力に推進するため、第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発を新たに支援対象に追加する（定義の見直し）。</p> <p>また、ビジネスモデルが大きく変貌し、経営の不確実性が高まる中、研究開発投資をしっかりと後押しし、対GDP比4%等の目標の着実な実現を図るため、研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入するとともに、中小企業向け支援を強化する等の充実を図る。</p> <p>① 試験研究費の定義の見直し（サービス開発の追加）          ② 増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し（6%、8%、10%、25%の4段階（中小企業等については、12%、25%の2段階））          ③ 高水準型の適用期限の延長（3年間延長（31年度末まで））          ④ オープンイノベーション型の運用改善</p> <p>上記特例措置の拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第42条の4において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号		
減収見込額	<p>[初年度] ▲139.3（▲5,158） [平年度] ▲139.3（▲5,158）</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		

要望理由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（平成 26 年度：19.0 兆円）の約 7 割（同：13.6 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

(2) 施策の必要性

我が国経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業者等が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業者等は、新規事業のための優れたアイデアを持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それを充分活かしていないのが現状である。

資金不足を補うことでこのような中小企業者等の自主的かつ多様な研究開発を促進し、技術力を高め、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的な経済成長を実現していく必要がある。

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発投資を促進していく必要がある。

また、安倍政権は「新 3 本の矢」の 1 つとして、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」を掲げているところ、今年度より GDP 計算の基準改訂が行われ、研究開発投資が資本形成として GDP に加算されることから、研究開発投資の促進は名目 GDP600 兆円の達成に向けても不可欠な要素である。

しかしながら、我が国の対 GDP 研究開発投資比率は平成 21 年度に韓国に抜かれ、その差はますます拡大していることに加え、平成 22 年度には民間の研究開発投資額でも中国に抜かれ第 3 位に低迷している。また、リーマンショック後の主要国の研究開発投資の伸び率で見ても、我が国の伸び率が最小となっており、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、景気変動等に左右されやすく、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）といういわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。

そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

その際、革新的なイノベーション創出のためには、業種・分野をまたがる技術・知識の連携・融合が必要であるため、業種・分野を限定せず、幅広い業種・分野において技術・知識の基盤が確立されるべく研究開発が進められることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置による必要がある。

今後、IoT、ビッグデータ、AI 等の技術の台頭に伴う、第 4 次産業革命とも呼ばれる産業構造の大きな変革を見据えると、これまで以上に不確実性が高く難しい研究テーマに対して、先行的かつ継続的にチャレンジすることが企業の競争力の源泉となる。

このような状況の中、経済財政運営と改革の基本方針 2016（骨太の方針）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において掲げられた 2020 年までに官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とするという高い目標を達成するためには、民間企業の中長期的な視点を踏まえた研究開発投資の大幅な増加を促す必要がある。

このためには、本制度を真にイノベーションの創出に資する制度とすべく、研究開発税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

具体的には、①試験研究費の定義の見直し（サービス開発の追加）、②増加型の廃止に伴い、総額型の控除

	率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し（6%、8%、10%、25%の4段階（中小企業等については、12%、25%の2段階））③高水準型の適用期限の延長（3年間延長（31年度末まで））、④オープンイノベーション型の運用改善を要望するものである。
--	--

本要望に対応する縮減案	
-------------	--

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発</p> <p>○ 第5期科学技術基本計画（平成28年～32年度）[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 （5）未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～（中略）～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、（以下略）</p> <p>○ 成長戦略（日本再興戦略改訂2016）[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 （2）新たに講ずべき具体的施策 i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、（以下略）。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○ 科学技術イノベーション総合戦略2016 [平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 （1）オープンイノベーションを推進する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太の方針）[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 （1）生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～（略）～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年（平成32年）までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、（以下略）</p>
	政策の達成目標	民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>○ 試験研究費の定義の拡充（サービス開発の追加）</p> <p>○ 増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し（6%、8%、10%、25%の4段階（中小企業等については、12%、25%の2段階））</p> <p>○ オープンイノベーション型の運用改善（以上、恒久措置）</p> <p>○ 高水準型の適用期限の延長（3年間延長（31年度末まで））</p>
	同上の期間中の達成目標	民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。

	政策目標の達成状況	<p>○我が国の対 GDP 民間研究開発投資比率は、研究開発投資総額で対 GDP 比 3.87%、民間研究開発投資では対 GDP 比 2.77%となっている。</p> <p>対 GDP 民間研究開発投資比率 (単位：兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目 GDP</td> <td>474.0</td> <td>480.5</td> <td>474.1</td> <td>474.4</td> <td>482.4</td> <td>489.6</td> </tr> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>17.2</td> <td>17.1</td> <td>17.4</td> <td>17.3</td> <td>18.1</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>対 GDP 比率</td> <td>3.64%</td> <td>3.56%</td> <td>3.67%</td> <td>3.65%</td> <td>3.76%</td> <td>3.87%</td> </tr> <tr> <td>民間研究開発投資</td> <td>12.0</td> <td>12.0</td> <td>12.3</td> <td>12.2</td> <td>12.7</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>対 GDP 比率</td> <td>2.53%</td> <td>2.50%</td> <td>2.59%</td> <td>2.58%</td> <td>2.63%</td> <td>2.77%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：総務省「科学技術研究調査」)</p> <p>○我が国の民間研究開発に占める外部支出研究費割合は、増加傾向となっている。</p> <p>民間研究開発に占める外部支出研究費の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部支出研究費 (億円)</td> <td>19,451</td> <td>19,972</td> <td>20,086</td> <td>19,246</td> <td>20,887</td> <td>24,169</td> </tr> <tr> <td>民間研究開発に占める外部支出研究費の割合</td> <td>16.2%</td> <td>16.6%</td> <td>16.4%</td> <td>15.8%</td> <td>16.5%</td> <td>17.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>		2009	2010	2011	2012	2013	2014	名目 GDP	474.0	480.5	474.1	474.4	482.4	489.6	研究開発投資総額	17.2	17.1	17.4	17.3	18.1	19.0	対 GDP 比率	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%	民間研究開発投資	12.0	12.0	12.3	12.2	12.7	13.6	対 GDP 比率	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%		H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY	外部支出研究費 (億円)	19,451	19,972	20,086	19,246	20,887	24,169	民間研究開発に占める外部支出研究費の割合	16.2%	16.6%	16.4%	15.8%	16.5%	17.8%
	2009	2010	2011	2012	2013	2014																																																											
名目 GDP	474.0	480.5	474.1	474.4	482.4	489.6																																																											
研究開発投資総額	17.2	17.1	17.4	17.3	18.1	19.0																																																											
対 GDP 比率	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%																																																											
民間研究開発投資	12.0	12.0	12.3	12.2	12.7	13.6																																																											
対 GDP 比率	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%																																																											
	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY																																																											
外部支出研究費 (億円)	19,451	19,972	20,086	19,246	20,887	24,169																																																											
民間研究開発に占める外部支出研究費の割合	16.2%	16.6%	16.4%	15.8%	16.5%	17.8%																																																											
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>○平成 29 年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型 4,144 件／事業年度</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制 6,056 件／事業年度</li> </ul> <p>経済波及効果の試算 (総額型、オープンイノベーション型、高水準型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度減収見込額 6,609 億円</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>・平成 29 年度の減税 (6,609 億円) が、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果：6,536 億円、②雇用創出効果：約 79 万人、③税収効果：約 1,240 億円</li> </ul> <p>(中小企業技術基盤強化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度減収見込額 315 億円</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>・平成 29 年度の減税 (315 億円) が、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果：309 億円、②雇用創出効果：約 4 万人、③税収効果：約 59 億円</li> </ul>																																																															
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p> <p>政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定</p>																																																															

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。

なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている中、我が国は予算措置及び税政措置ともに主要国に比べて低水準な状況にある。

民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率（2013）

	研究開発税制	補助金等	合計
日本	4.92%	1.14%	6.06%
米国	3.61%	9.79%	13.40%
英国	7.55%	7.55%	15.09%
仏国	17.93%	7.59%	25.52%
韓国	7.36%	5.52%	12.88%
中国	3.90%	4.55%	8.44%
6カ国平均	4.92%	6.39%	11.31%

（出典：OECD Main Science and Technology Indicators）

要望の措置の妥当性

我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。

- ①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い（75.5%、主要国中トップ）。
- ②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している（98.1%）。
- ③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない（1.06%、主要国中最低）。

したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要である。

特に、「骨太の方針」「第5期科学技術基本計画」において掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年度までに民間企業の中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を大幅に増加させる必要がある。このため、本制度を真にイノベーションに資する制度とすべく拡充・延長することが必要かつ効果的である。

平成29年度税制改正要望において具体的には、第4次産業革命を強力に推進するため、IoT、ビッグデータ、AI等を活用した高付加価値なサービス開発を支援し、ビジネスモデルが大きく変貌し、経営の不確実性が高まる中、あらゆる産業の様々な研究開発投資をしっかりと後押しし、GDP目標の着実な実現を図る。また、このため、増加型を廃止するとともに、これまでの総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入するとともに、中小企業者等向け支援の強化等を行う。

なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充される傾向にある。特に、米国においては、2016年に、長年要望されていた「恒久措置化」を実現している。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>①減収額実績（うち、税法上の中小企業者等分）</p> <p>&lt;総額型&gt;</p> <p>平成24年度 3,017億円（42億円）  平成25年度 4,796億円（49億円）  平成26年度 5,281億円（51億円）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;</p> <p>平成24年度 212億円（209億円）  平成25年度 241億円（240億円）  平成26年度 274億円（273億円）</p> <p>&lt;高水準型&gt;</p> <p>平成24年度 93億円（0.5億円）  平成25年度 110億円（1.4億円）  平成26年度 55億円（1.0億円）</p> <p>②適用事業者数（うち、税法上の中小企業者等分）</p> <p>&lt;総額型&gt;</p> <p>平成24年度 3,297法人（842法人）  平成25年度 3,733法人（886法人）  平成26年度 3,707法人（853法人）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;</p> <p>平成24年度 4,706法人（4,686法人）  平成25年度 5,197法人（5,181法人）  平成26年度 5,380法人（5,368法人）</p> <p>&lt;高水準型&gt;</p> <p>平成24年度 131法人（81法人）  平成25年度 125法人（76法人）  平成26年度 130法人（80法人）</p> <p>（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p>※前回要望時（平成27年度税制改正要望時）における平成25年度、平成26年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収額見込み及び適用事業者数見込みは、別紙に記載。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（平成26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県民税 1,490,793千円</li> <li>・市町村民税 3,667,348千円</li> </ul>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○企業の研究開発費の推移（うち、税法上の中小企業者等分）</p> <p>平成20年度 136,345億円（3,722億円）  平成21年度 119,838億円（3,534億円）  平成22年度 120,100億円（3,740億円）  平成23年度 122,718億円（2,914億円）  平成24年度 121,705億円（3,409億円）  平成25年度 126,920億円（3,491億円）  平成26年度 135,864億円（5,141億円）</p> <p>（出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比率で世界第1位に復活する。(日本再興戦略)。          数値基準としては、対GDP比3%以上である。          自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速(日本再興戦略)。</p>																																																																														
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>民間研究開発投資の対GDP比率については、2010年度における1位韓国(2.59%)と2位日本(2.49%)との差は、0.1%であったが、2014年度では韓国(3.36%)と日本(2.79%)との差が0.57%と6倍弱に拡大。          その理由は、2010年度から2012年度の我が国の民間研究開発投資がそれぞれ対前年度比2.4%、4.1%、0.1%の増加に留まっていることが主因であると考え(韓国は、12.9%、14.6%、12.0%の増加)。          なお、2010年から2014年にかけて、韓国の研究開発投資は46.0%増である一方で、我が国は15.1%増加している。</p>																																																																														
<p>これまでの要望経緯</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="384 577 687 611">昭和42年度 創設</td> <td data-bbox="719 577 1543 611">増加した試験研究費の25%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 611 687 645">昭和43年度 拡充</td> <td data-bbox="719 611 1543 645">12%を越える増加分…50%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 645 687 678"></td> <td data-bbox="719 645 1543 678">12%以下増加分……………25%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 678 687 712">昭和49年度 縮減</td> <td data-bbox="719 678 1543 712">15%を越える増加分…50%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 712 687 745"></td> <td data-bbox="719 712 1543 745">15%以下増加分……………25%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 745 687 779">昭和51年度 縮減</td> <td data-bbox="719 745 1543 779">増加した試験研究費の20%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 779 687 813">昭和60年度 拡充</td> <td data-bbox="719 779 1543 813">基盤技術研究開発促進税制の創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 813 687 846"></td> <td data-bbox="719 813 1543 846">中小企業技術基盤強化税制の創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 846 687 880">昭和63年度 拡充</td> <td data-bbox="719 846 1543 880">特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 880 687 913"></td> <td data-bbox="719 880 1543 913">として特別加算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 913 687 947">平成5年度 拡充</td> <td data-bbox="719 913 1543 947">特別試験研究費税額控除制度の創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 947 687 981"></td> <td data-bbox="719 947 1543 981">(共同試験研究促進税制の創設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 981 687 1014">平成6年度 拡充</td> <td data-bbox="719 981 1543 1014">特別試験研究費税額控除制度の拡充</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1014 687 1048"></td> <td data-bbox="719 1014 1543 1048">(国際共同試験研究促進税制の創設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1048 687 1081">平成7年度 拡充</td> <td data-bbox="719 1048 1543 1081">特別試験研究費税額控除制度の拡充</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1081 687 1115"></td> <td data-bbox="719 1081 1543 1115">(大学との共同試験研究を追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1115 687 1149">平成9年度 拡充</td> <td data-bbox="719 1115 1543 1149">特別試験研究費税額控除制度の拡充</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1149 687 1182"></td> <td data-bbox="719 1149 1543 1182">(大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1182 687 1216"></td> <td data-bbox="719 1182 1543 1216">支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1216 687 1249">平成11年度 拡充</td> <td data-bbox="719 1216 1543 1249">比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1249 687 1283"></td> <td data-bbox="719 1249 1543 1283">験研究費の額の多い方から3期分の平均額と</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1283 687 1317"></td> <td data-bbox="719 1283 1543 1317">し、当期の試験研究費の額を超える場合(当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1317 687 1350"></td> <td data-bbox="719 1317 1543 1350">期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1350 687 1384"></td> <td data-bbox="719 1350 1543 1384">〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越え</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1384 687 1417"></td> <td data-bbox="719 1384 1543 1417">る場合に限る)には、その比較試験研究費の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1417 687 1451"></td> <td data-bbox="719 1417 1543 1451">額を超える部分の金額の15%相当額を税額控</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1451 687 1485"></td> <td data-bbox="719 1451 1543 1485">除する)制度へ改組。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1485 687 1518"></td> <td data-bbox="719 1485 1543 1518">特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1518 687 1552"></td> <td data-bbox="719 1518 1543 1552">額の12%相当額(特別試験研究の額がある場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1552 687 1585"></td> <td data-bbox="719 1552 1543 1585">合には、その支出額の15%相当額を加算する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1585 687 1619"></td> <td data-bbox="719 1585 1543 1619">こととし、当期の法人(所得)税額の14%相</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1619 687 1653"></td> <td data-bbox="719 1619 1543 1653">当額を限度)に変更。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1653 687 1686"></td> <td data-bbox="719 1653 1543 1686">基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1686 687 1720"></td> <td data-bbox="719 1686 1543 1720">化法の特定事業者に係る特例の廃止。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1720 687 1753">平成13年度 拡充</td> <td data-bbox="719 1720 1543 1753">特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1753 687 1787"></td> <td data-bbox="719 1753 1543 1787">験研究機関等に該当する特定独立行政法人との</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1787 687 1821"></td> <td data-bbox="719 1787 1543 1821">共同試験研究を加える。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1821 687 1854"></td> <td data-bbox="719 1821 1543 1854">伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1854 687 1888"></td> <td data-bbox="719 1854 1543 1888">協同組合等が賦課する負担金の廃止。</td> </tr> </table>	昭和42年度 創設	増加した試験研究費の25%税額控除	昭和43年度 拡充	12%を越える増加分…50%税額控除		12%以下増加分……………25%税額控除	昭和49年度 縮減	15%を越える増加分…50%税額控除		15%以下増加分……………25%税額控除	昭和51年度 縮減	増加した試験研究費の20%税額控除	昭和60年度 拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設		中小企業技術基盤強化税制の創設	昭和63年度 拡充	特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費		として特別加算	平成5年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設		(共同試験研究促進税制の創設)	平成6年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充		(国際共同試験研究促進税制の創設)	平成7年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充		(大学との共同試験研究を追加)	平成9年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充		(大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で		支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)	平成11年度 拡充	比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試		験研究費の額の多い方から3期分の平均額と		し、当期の試験研究費の額を超える場合(当		期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額		〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越え		る場合に限る)には、その比較試験研究費の		額を超える部分の金額の15%相当額を税額控		除する)制度へ改組。		特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税		額の12%相当額(特別試験研究の額がある場		合には、その支出額の15%相当額を加算する		こととし、当期の法人(所得)税額の14%相		当額を限度)に変更。		基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑		化法の特定事業者に係る特例の廃止。	平成13年度 拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試		験研究機関等に該当する特定独立行政法人との		共同試験研究を加える。		伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造		協同組合等が賦課する負担金の廃止。
昭和42年度 創設	増加した試験研究費の25%税額控除																																																																														
昭和43年度 拡充	12%を越える増加分…50%税額控除																																																																														
	12%以下増加分……………25%税額控除																																																																														
昭和49年度 縮減	15%を越える増加分…50%税額控除																																																																														
	15%以下増加分……………25%税額控除																																																																														
昭和51年度 縮減	増加した試験研究費の20%税額控除																																																																														
昭和60年度 拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設																																																																														
	中小企業技術基盤強化税制の創設																																																																														
昭和63年度 拡充	特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費																																																																														
	として特別加算																																																																														
平成5年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設																																																																														
	(共同試験研究促進税制の創設)																																																																														
平成6年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充																																																																														
	(国際共同試験研究促進税制の創設)																																																																														
平成7年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充																																																																														
	(大学との共同試験研究を追加)																																																																														
平成9年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充																																																																														
	(大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で																																																																														
	支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)																																																																														
平成11年度 拡充	比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試																																																																														
	験研究費の額の多い方から3期分の平均額と																																																																														
	し、当期の試験研究費の額を超える場合(当																																																																														
	期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額																																																																														
	〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越え																																																																														
	る場合に限る)には、その比較試験研究費の																																																																														
	額を超える部分の金額の15%相当額を税額控																																																																														
	除する)制度へ改組。																																																																														
	特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税																																																																														
	額の12%相当額(特別試験研究の額がある場																																																																														
	合には、その支出額の15%相当額を加算する																																																																														
	こととし、当期の法人(所得)税額の14%相																																																																														
	当額を限度)に変更。																																																																														
	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑																																																																														
	化法の特定事業者に係る特例の廃止。																																																																														
平成13年度 拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試																																																																														
	験研究機関等に該当する特定独立行政法人との																																																																														
	共同試験研究を加える。																																																																														
	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造																																																																														
	協同組合等が賦課する負担金の廃止。																																																																														
<p>ページ</p>	<p>4 - 8</p>																																																																														

平成15年度 創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設。
平成18年度 創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
縮減	税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。
平成20年度 創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。
平成21年度 拡充	売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。 （経済対策）試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。
平成22年度 延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（23年度末まで）。
平成23年度 縮減	試験研究費の総額に係る税額控除制度において、税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる措置について適用期限延長せず。
延長	（平成23年6月再つなぎ法） 平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる措置を延長。
平成24年度 延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（25年度末まで）。
平成25年度 拡充	総額型の控除上限について、平成25年4月1日から平成27年3月31日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる。
平成26年度 拡充	上乗せ措置（増加型・高水準型）を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。
平成27年度 拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度をあわせ、控除上限を30%（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度5%）にするとともに、両制度を恒久措置に改組。
縮減	特別試験研究費税額控除制度について、①控除率を12%から20%又は30%へ引き上げるとともに、②対象費用（中小企業者等からの知財権の使用料）を拡大。 繰越控除制度の廃止。